

政 委 第 2 8 号  
平成 23 年 12 月 9 日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員 長 淵 野 雄 二 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

平成 22 年度における農林水産省所管独立行政法人の業務  
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 23 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「独立行政法人の平成 22 事業年度における業務実績の評価結果について」等に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、東日本大震災による各独立行政法人等の業務への影響及び震災対応関係の業務の実施状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、同年 4 月 26 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 22 年度業務実績評価の具体的取組について」では、被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うこととしました。今回の二次評価においては、こうした方針を踏まえつつ、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。また、その中で、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も

行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成22年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見

平成22年度における農林水産省所管13法人（農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

【所管法人共通】

（内部統制の充実・強化）

平成22年度における独立行政法人等の業務の実績に関する当委員会の二次評価については、「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」（平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的かつ効率的に行うものとした。このうち、内部統制の評価に当たっては、平成21年度業務実績の評価における指摘事項のフォローアップに際して、特に留意すべき事項として、法人の長のマネジメントに関する2つの事項（重要な情報等の把握及びミッション等の周知徹底並びに ミッション等の達成を阻害する要因（リスク）の洗い出し及び重要なリスクの把握・対応（以下、 を合わせて「フォローアップ事項」という。）を示したところである。

1 内部統制に関する評価の状況

(1) 各府省独立行政法人評価委員会等の評価結果における言及状況

平成21年度業務実績の評価結果でフォローアップ事項について言及されていなかった10府省の独立行政法人評価委員会等（27法人）の状況をみると、22年度業務実績の評価結果でも言及されていなかったのは1府省の独立行政法人評価委員会等（2法人）となっており、大半で言及されていた。

一方で、平成21年度業務実績の評価結果ではフォローアップ事項について言及されていたものの、22年度業務実績の評価結果で言及されていなかったものが5

府省の独立行政法人評価委員会等（6法人）でみられた。

## (2) 貴委員会の評価結果における言及状況

貴委員会の評価結果におけるフォローアップ事項の言及状況については、不十分であったものが13法人中1法人（種苗管理センター）みられた（平成21年度業務実績の評価結果において言及されていなかった6法人は今回言及されていた。）

今後の評価に当たっては、貴委員会の見解を評価結果において明らかにした上で、更なる内部統制の充実・強化に資するような評価が行われることを期待する。

## 2 内部統制の充実・強化に向けた今後の取組

上記1のとおり、内部統制の取組等については、ほとんどの独立行政法人等の評価結果において言及されるようになったところである。また、平成22年度末で中期目標期間が終了した42法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成22年11月26日付け政委第30号政策評価・独立行政法人評価委員会通知）を踏まえ、内部統制の充実・強化について新中期目標等において明記されたところである。

このように、内部統制の充実・強化に関する取組は進捗しつつあると考える。

今後とも、内部統制の充実・強化に資するように評価の更なる充実を図ることが重要である。このような観点から、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が取りまとめた報告書<sup>(注1)</sup>、平成21年度業務実績の評価に関する二次評価意見及び最近の独立行政法人における不祥事案件に関して法人内に設置された第三者委員会等の報告書<sup>(注2)</sup>などを基に、内部統制の充実・強化に向けた主な留意点とその取組の例を別紙2のとおり整理したので、別紙3及び別紙4とともに今後の評価において参考とされたい。

(注1) 「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月公表）では、独立行政法人の内部統制を「中期目標に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」と定義付けているほか、独立行政法人における内部統制の具体的な取組を例示している。

(注2) 近年、各法人において内部統制の取組が進められているが、依然として国民の信頼を損なうような不祥

事が発生しており、これらの不祥事の発生要因の分析及び対応等を検討し、取りまとめられた第三者委員会の報告書における指摘事項は、内部統制の充実・強化を図る上で参考となると考える。

#### (基本方針への対応等)

平成22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定され、法人ごとに年限等を付して講ずべき措置(以下「措置事項」という。)が示されたところである。

また、平成23年9月15日には、基本方針のフォローアップ結果が行政刷新会議に報告され、22年度の措置事項について、遅延等の指摘が一部になされている。

こうした指摘を受けた措置事項についての関係府省独立行政法人評価委員会における評価結果をみると、ほとんどの措置事項について遅延等の原因を明らかにするなど一定のフォローアップが行われている。

このように、基本方針に基づく措置事項のフォローアップについては、行政刷新会議において行われているところであるが、こうした政府方針に基づく独立行政法人の取組を促していくことは、評価の重要な役割でもある。このため、今後の評価に当たっても、基本方針に基づく平成23年度以降の措置事項についてフォローアップしていくことが求められる。

また、行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、今後の評価に当たって、その内容にも留意することが必要である。

#### (震災関連)

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、別紙6のとおり、多くの独立行政法人等にその影響が生じているが、次年度は、震災の影響を受けた業務の年間実績を対象に評価することにもなる。

このため、次年度の評価については、被災者支援及び復旧・復興対応に関する取組の場合は、当該取組が法人本来のミッションによるものであるか否かについて、震災の影響で目標が未達成となった業務の場合は、震災との因果関係等について、それぞれ精査し厳格な評価を行うことが必要である。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

#### 【農林水産消費安全技術センター】

- ・ 本法人では、業務運営上重大な問題である「内部監査で抽出した不適合事項」及び「窓口業務に係る苦情」が発生している。

これらの事項の評価については、監事監査及び外部有識者を含めた業務評価委員会において点検・評価が行われ、必要な改善等が図られている等としているが、貴委員会の評価結果等をみると、これら不適合事項等の内容並びに講じた措置の内容について業務実績報告書及び評価結果において、何ら明らかとされていない。

今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点からも、法人の業務運営上重大な問題である事項については、当該事項の内容及び講じた措置について明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

#### 【水産大学校】

- ・ 本法人が保有する2隻の練習船(耕洋丸、天鷹丸)については、中期計画において、実習生定員に対する乗船実績や教育内容の重点化等を踏まえ、適正かつ効率的な運用を行うこととされている。

学生乗船率は、練習船ごとに定められた学生ベッド数に占める乗船学生数の割合で算出するため、年度ごとの乗船率にはある程度の増減が伴う。第2期中期目標期間(平成18年度から22年度)の天鷹丸の学生乗船率をみると、18年度=82パーセント、19年度=87パーセント、20年度=85パーセント、21年度=100パーセント、22年度=87パーセントと82パーセントから100パーセントの範囲で推移しているものの、22年度の学生乗船率は87パーセントであり、21年度と比較して13パーセント減少していることについて、評価結果等において、その理由が明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、練習船の効率的運用に向けた取組について、国民に対する分かりやすい評価を行うという観点から、過去の学生乗船率と比較して大きな変動が生じた場合には、その変動が生じた理由を明らかにさせた上で、厳格に評価を行うべきである。

- ・ 水産業及びその関連分野への就職については、第2期中期目標において、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。」とされている。

これについては、昨年度の当委員会意見において「水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照らして適切な評価を行う観点から、水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を見直し、進学者のうち水産分野への進学率等を考慮した評価を行うべきである。」との指摘を行っている。貴委員会の評価結果をみると、当委員会の指摘を踏まえ、本科、専攻科、研究科全卒業者に占める水産関連分野への進学及び就職割合（以下「水産関連分野進学・就職割合」という。）等を基に評価し、「A」評定（計画に対して業務が順調に進捗している）としているものの、研究科における「水産関連分野進学・就職割合」（71.4パーセント）が目標の75パーセントを下回ったことに対する評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、学科ごとの人材育成に関する適切な取組を促す観点から、本科、専攻科、研究科それぞれの「水産関連分野進学・就職割合」についても、厳格に評価を行うべきである。

- ・ 専攻科（船舶運航課程、船用機関課程）については、第2期中期目標において、「二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指す」とされている。

貴委員会の評価結果をみると、専攻科全体としてその他の項目の実績も勘案し、「A」評定（計画に対して業務が順調に進捗している）としているのみで、船舶運航課程における二級海技士（航海）免許筆記試験の合格率が78.9パーセントと目標の80パーセントを下回ったことに対する評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、専攻科の課程（船舶運航課程、船用機関課程）ごとの二級海技士免許筆記試験に関する適切な取組を促す観点から、各課程それぞれの当該試験の合格率について、厳格に評価を行うべきである。

#### 【国際農林水産業研究センター】

- ・ 熱帯・島嶼研究拠点に設置されているオープンラボ施設「島嶼環境技術開発棟」については、昨年度の当委員会意見において、利用実績が低調な状況に鑑み、「利用機関

数だけで評価を行うのではなく、利用日数についても評価を行った上で、積極的に利用促進を図ることを促す評価を行うべきである」との指摘を行っている。

同開発棟の平成22年度の利用実績は、年度計画での4機関に対し1機関となっており、貴委員会の評価結果をみると「他機関の利用実績が伸び悩んでいることから、利用促進に向けた新たな取組が期待される」としているものの、利用日数については、引き続き業務実績報告書等では明らかにされておらず、利用促進を促す評価が十分に行われているとは言い難い。

今後の評価に当たっては、利用機関数のみならず利用日数も明らかにさせた上で、利用促進を促す評価を行うとともに、引き続き利用実績が低調な場合には保有の必要性も含めた厳格な評価を行うべきである。

- ・ 本法人では、平成21年に東南アジア事務所で現金横領事案が発覚（23年9月に和解成立。）し、貴委員会の評価結果をみると、海外会計事務の適正な執行の確保など、事後対応に係る評価が行われている。

次年度の評価に当たっては、引き続き法人における適切な業務運営を確保するため、内部統制の充実・強化に資する評価を行うとともに、国民への説明責任を果たす観点からの法人の対応の妥当性について適切な評価を行うことを期待する。

#### 【農畜産業振興機構】

- ・ 貴委員会では、乳業施設の整備については「乳業施設の整備件数 / 乳業施設の整備計画の採択件数」を、肉用牛対策（生産性の向上のための実証調査等）については「事業実績上の実施件数 / 事業実施計画上の実施件数」を、国産食肉に係る知識等の普及度の向上については「実施件数の合計 / 事業実施主体のイベント等の催事の普及啓発の計画件数」を評価指標として、それぞれ評価を行っており、いずれも「a」（達成度合は、90%以上であった）評定としている。

しかしながら、貴委員会の評価結果においては、については整備計画の採択件数のみ、については実施件数の合計のみしか明らかにされていないこと、については評価指標の実態について何ら明らかとされていないことから、評定に至った理由が不明なものとなっている。

今後の評価に当たっては、評定の根拠を明らかにするため、評価指標に係る実態を



明らかにした上で、評価を行うべきである。

- ・ 全国規模の交流会及び現地交流会の開催について、貴委員会の評価結果をみると、延べ133ブースの出展及び866名の参加があったこと等をもって、「a」(取り組みは十分であった) 評定としているが、交流会を開催したことによる成果である商談件数については明らかにされておらず、評価も行われていない。

今後の評価に当たっては、当該交流会の目的に沿った適切な取組を促す観点から、評価対象事業年度末等、特定の時点における商談件数等についても明らかにさせつつ、評価を行うべきである。

#### 【農林漁業信用基金】

- ・ 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映について、貴委員会の評価結果をみると、業務実績報告書に記載されている「業務遂行へのインセンティブを向上させるため、今中期計画期間中に能力評価、目標管理を導入することとし、できる限り前倒しに、新たな人事評価制度を本格導入するため、取り組んでいる。22年度については、評価の試行等を行った」こと及び「役員の期末調整手当や退職手当については、役員給与規程及び役員退職手当規程により算出された額に業務実績評価結果に応じた業績勘案率を乗じて得た額を支給している」ことのみをもって、「A」(取り組みは十分であった) 評定としている。

しかしながら、業務実績報告書の記載では、平成22年度に行われた試行が職員の給与・退職金等にどのように一層反映されることとなるのかが明らかにされていないため、「業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める」としている年度計画に対し、何をもってA評定としたのか不明である。

今後の評価に当たっては、評定に至った理由、根拠等を明らかにした上で、厳格な評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見

【農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、水産大学校、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所及び水産総合研究センター】

上記 10 法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 22 年 11 月 26 日付け政委第 30 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 34 条第 3 項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。